

I 特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発事業

知的障害特別支援学校の教育課程の在り方検討委員会

<委員>

大南 英明	全国特別支援教育推進連盟	理事長	専門委員
菅野 敦	東京学芸大学	教授	専門委員
吉田 真理子	都立八王子特別支援学校	校長	
水江 知子	都立しいの木特別支援学校	校長	
井上 美保	都立調布特別支援学校	校長	
森崎 正和	都立田園調布特別支援学校	校長	
土田 委弘	都立八王子特別支援学校	主幹教諭	
本莊 建史	都立調布特別支援学校	主幹教諭	
田中 剛	都立しいの木特別支援学校	教諭	
松井 弘子	都立田園調布特別支援学校	教諭	



桑田 康平 《水族館の魚たち》

1 知的障害教育の充実に向けた取組

■ 特別支援教育推進計画（第一次・第二次）での取組

東京都教育委員会では、平成 16 年に策定した東京都特別支援教育推進計画に基づき、これまで様々な事業展開を行ってきました。

第一次・第二次実施計画により、特に知的障害のある児童・生徒の教育内容に関する取組として、以下のような取組を行ってきました。

- ◇ 知的障害特別支援学校の小学部・中学部における自閉症の教育課程の設置
→「社会性の学習」を「各教科等を合わせた指導」として設定
- ◇ キャリア教育の充実
→都独自の技能検定等の設定
- ◇ 知的障害特別支援学校高等部の教育課程の類型化

■ 第三次実施計画での取組

平成 22 年に策定された第三次実施計画では、このような取組に加えて、自閉症を伴わない知的障害の児童・生徒の教育内容・方法の充実や、知的障害特別支援学校の高等部普通科の教育課程の見直し・改善に重点的に取り組みました。

<都立知的障害特別支援学校のこれまでの状況と課題>

各知的障害特別支援学校では、特別支援学校学習指導要領に基づき、児童・生徒の知的障害の実態や課題に応じて指導内容の調整や工夫を行ってきました。しかし、各学校では、教育課程編成や日々の授業において、次のようなことが問題となっていることが分かりました。

<日々の授業や指導計画作成上の問題点>

- ◇ 教育課程編成の方針や時数配当の根拠などが明確でなく、改善の視点が学校で共有しにくい。
- ◇ 各教科、道徳、特別活動、自立活動の内容を、児童・生徒の実態を踏まえて互いに関連付けながら指導を行うことが十分にできていない。
- ◇ 高等部卒業までの 12 年間を見通した教育課程編成が行いにくい。

そこで、教科指導や「各教科等を合わせた指導」の充実に図るとともに、検討委員会での検討などを通して東京都の知的障害教育の在り方を改めて整理することとしました。

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画においては、主に以下の事業により知的障害のある児童・生徒の教育内容・方法の充実に向けた取組を推進してきました。

- ◆ 知的障害のある児童・生徒に対する教育内容・方法の充実（各教科等を合わせた指導）
平成 23 年度～平成 27 年度
- ◆ 知的障害のある児童・生徒に対する教育内容・方法の充実（教科指導）
平成 24 年度～平成 27 年度
- ◆ 知的障害特別支援学校高等部普通科の職業教育の充実事業
平成 23 年度～平成 28 年度
- ◆ 特別支援学校の職業教育・キャリア教育の研究・開発事業
平成 24 年度～平成 27 年度
- ◆ 一貫性のある自閉症教育の充実事業
平成 26 年度～平成 28 年度


そして、これらの事業の成果は、年度ごとに以下のように冊子にまとめてきました。


「教師一人一人の専門性を高めるために」（平成 24 年度作成）

「生活単元学習」の単元「みそパーティをしよう」を例に、単元づくりで大切にしたい点を 4 つにまとめました。また、日々の授業を見直しする視点を示しました。

＜4 つの大切なこと＞

- 1 児童・生徒が言える単元名にする。
- 2 分かりやすい単元の到達目標を設定する。
- 3 児童・生徒が「今できること」を大切にする。
- 4 テーマに沿って様々な活動ができるよう工夫する。






「特別支援学校の教育内容の充実」
(平成 25 年度作成)


「各教科等を合わせた指導の充実」
(平成 26 年度作成)

「各教科等を合わせた指導」の「生活単元学習」、「作業学習」の授業改善に向けた事例を紹介し、「各教科等を合わせた指導」の基本的な考えや、「生活単元学習」、「作業学習」の授業改善のポイントを示しました。



「知的障害のある児童・生徒の教育内容の充実に向けて」
(平成 27 年度作成)

知的障害特別支援学校の教科指導と、教科別の指導、「各教科等を合わせた指導」の考え方を整理しました。また、各教科の指導内容の例を示し、各学校の指導計画作成の参考となるようにしました。



■ 平成 28 年度 の 取組

平成 28 年度は、平成 27 年度までに実施してきた「教科指導の充実」、「各教科等を合わせた指導の充実」事業をまとめ、「知的障害特別支援学校の教育課程の在り方検討委員会」として、知的障害特別支援学校の教育課程編成で大事にすべきことを整理しました。

都立知的障害特別支援学校の目指す姿

「知的障害特別支援学校の教育課程の在り方検討委員会」（以下、「教育課程の在り方検討委員会」という。）では、東京都の知的障害教育の目指す姿を下のように捉え、指導の充実や効果的な教育課程編成に向けた改善・充実を検討することとしました。

- 各教科、道徳、特別活動、自立活動等について、それぞれの指導内容を踏まえた授業時数が配当され、各授業の指導計画が作成されている。
- 授業時数の配当及び指導計画の作成には、個々の児童・生徒の実態と課題が十分に踏まえられている。
- 「12 年間の成長を見通す」という視点で、一貫性のある指導が行われるような教育課程編成が工夫されている。

知的障害の教育課程

この「目指す姿」に基づき、都立知的障害特別支援学校の教育課程編成の基本方針を次のように示しました。

- ◎ 将来の自立と社会参加を目標に、12 年間を見通した教育課程を編成する。
 - ※ 特に、学校・学部間のつながりや連続性を意識した、一貫性のある教育内容及び授業時数配当を計画することが重要である。
- ◎ 各学部・学年の教育課程編成においては、児童・生徒の実態を考慮し、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、教科別の指導、領域別の指導と「各教科等を合わせた指導」が相互に関連付けられるような指導計画及び授業時数配当を工夫する。

特別支援学校学習指導要領解説では、知的障害のある児童・生徒の学習上の特性について、次のように述べています。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。
(特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (幼稚園・小学部・中学部) より)

このような児童・生徒一人一人の実態の違いを考慮し、個々の児童・生徒に応じた指導を行うためには、学校生活支援ファイルや学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画の作成と活用が重要になります。

その上で、児童・生徒の集団としての特性や年齢等を考慮し、学習指導要領の内容を踏まえた教育課程編成を行います。その際、都では教科別の指導、領域別の指導と「各教科等を合わせた指導」を、授業時数や週時程上のバランスを考慮しながら定めることを基本とします。

例えば、小学部低学年では、児童の実態から、教科別の指導を中心にした教育よりも、「各教科等を合わせた指導」で生活に結び付く内容を総合的に学習することの方が効果的であるといえます。また、学年が上がるにつれ、学ぶ内容が深まり、さらに具体的になってくると、教科別の指導で、重点的に教科の内容を学習することも必要になってくると考えられます。

このようなことを踏まえ、都では「各教科等を合わせた指導」の教育課程上の位置付けを次のように整理しました。

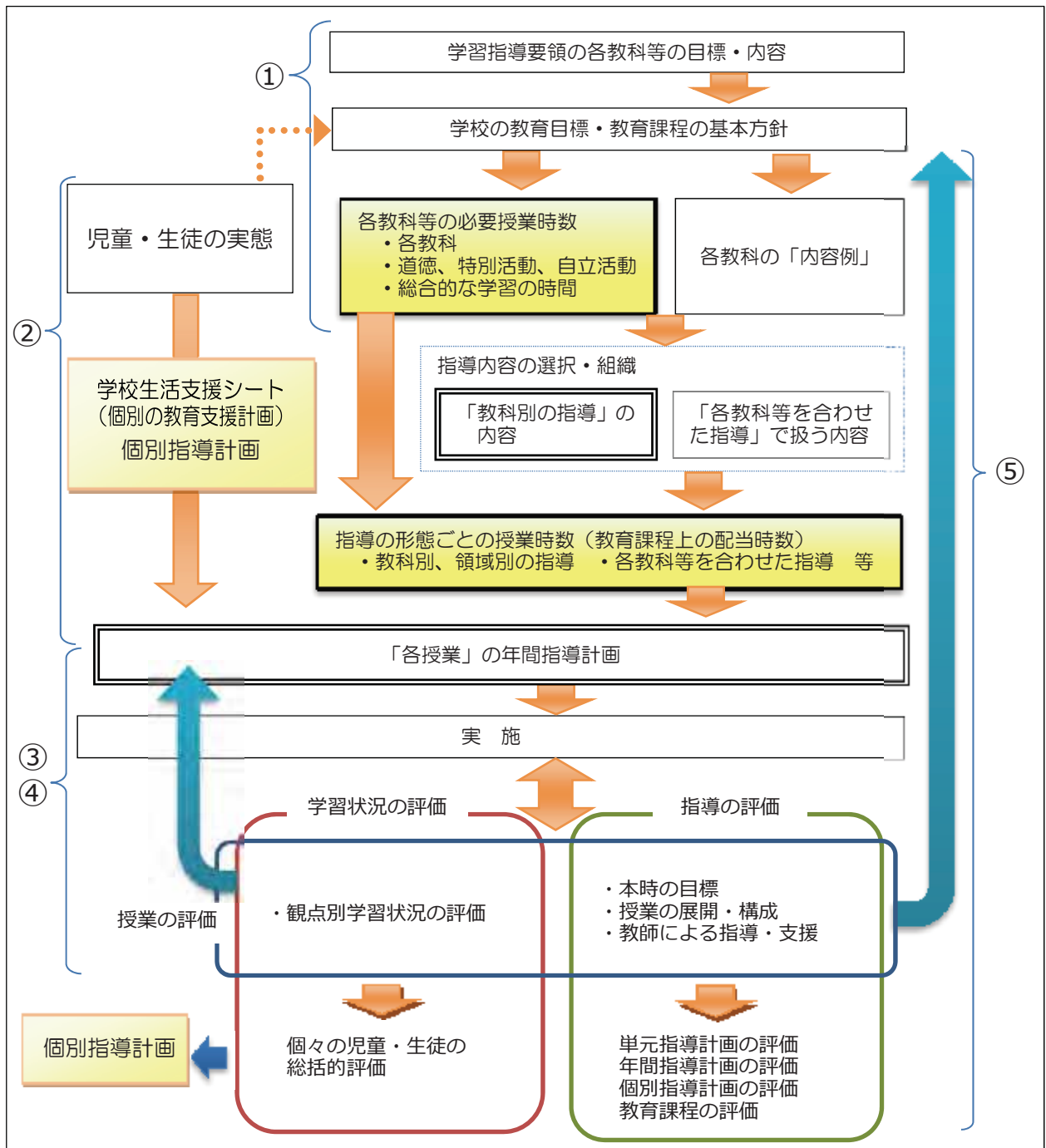
「各教科等を合わせた指導」は、児童・生徒の生活に結び付く実際の・具体的な指導を行うことができる効果的な指導の形態である。

系統立てて指導を積み重ねることにより確実に身に付ける内容については、児童・生徒の発達段階や年齢に応じて、「教科別の指導」、「領域別の指導」を設けることも必要である。

なお、各教科等の内容は、「教科別の指導」、「領域別の指導」と、「各教科等を合わせた指導」の双方で扱う場合があることから、「教科別の指導」「領域別の指導」と「各教科等を合わせた指導」とが、互いに関連をもつように指導を行うことが必要です。

2 知的障害特別支援学校の教育課程の編成・実施・管理

平成 27 年度「知的障害のある児童・生徒の教育内容・方法の充実事業（教科指導）」において整理した、知的障害特別支援学校における教科指導の実施の流れを基に、知的障害特別支援学校の教育課程の編成・実施・管理の概要を示したものが下の図です。特に、授業時数と教育課程との関係についてを中心にまとめました。



- ① 学習指導要領に示された各教科等の目標・内容について、学校の教育目標及び教育課程の基本方針に基づき、それぞれの授業時数と具体的な内容例を検討する。

特別支援学校学習指導要領では、各教科の目標は、学部ごとに1～3段階で示されています。また、道徳、特別活動、総合的な学習の時間については、小学校、中学校（一部は高等学校）に準じて指導することとされています。そのため、知的障害のある児童・生徒の教育を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領だけでなく、該当の小学校、中学校または高等学校の学習指導要領の目標・内容も踏まえる必要があります。

これらを、学校の教育目標や教育課程の基本方針に基づき、何を指導するか（内容）と、指導のために必要な授業時数を定めていきます。

- ② 児童・生徒の実態に応じ、指導の形態ごとの授業時数を配当し、指導内容を計画する。

各教科等の内容は、「教科別の指導」「領域別の指導」の時間を設けて指導する場合もあれば、「各教科等を合わせた指導」として、別の教科等と合わせて指導する場合もあります。①で定めた内容を、具体的にどのような時間で指導するか（指導の形態）を決めます。また、それぞれの授業に、年間何時間を配当するかを定めます。指導の形態と授業時数に基づき、授業ごとの年間指導計画を作成します。

- ③ 授業ごとの年間指導計画、単元指導計画等に基づき指導を実施する。

年間指導計画に基づき、単元のまとまりごとにより具体的な指導計画（単元指導計画）を作成します。単元指導計画では、児童・生徒の個別指導計画に基づきそれぞれの目標や指導の手だてを計画することが重要です。

- ④ 授業ごとに児童・生徒の学習状況と指導についての評価を行い、授業改善を図るとともに指導計画の見直し・改善を行う。

授業実施後は、児童、生徒一人一人が本時の目標や単元全体の目標を達成することができたかどうかについてを評価します。同時に、設定した目標が児童・生徒の実態にふさわしいものであったか、目標達成のための教材や環境設定は適切であったか、有効な言葉かけや支援ができていたかなど、教員の指導に対する評価も行い、授業改善や指導計画の見直しを行います。

- ⑤ 評価を基に、学校の教育目標や教育課程の基本方針を見直し、授業時数の配当や指導内容の改善を図る。

評価の結果は、日々の授業改善に生かすだけでなく、指導計画や指導の形態、授業時数が妥当であったかなどを振り返ることに役立てることも重要です。また、児童・生徒の実態や学習状況などから、学校の教育目標や教育課程の基本方針が適切であるかを見直します。

教育課程編成の手順

10 ページに示した図に基づき、教育課程を編成する際の留意事項をまとめました。各学校ではこのポイントを踏まえて、児童・生徒の実態に基づき創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成します。

1 基本方針を明確にする。

- (1) 学校として、教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員の共通理解を図る。
- (2) 編成のための作業内容や作業手順を決め、作業計画の全体について全教職員の共通理解を図る。
- (3) 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。
 - ◆ 編成にあたる組織や会議等の役割、相互の関係について、基本的な考え方を明確にする。
 - ◆ 分担作業の実施やその調整なども含め、作業日程についての基本的な考え方を明確にする。

2 教育課程の編成のための組織と日程を決める。

- (1) 編成のための組織を決める。
 - ◆ 編成にあたる組織及び会議の職務分担、役割などを具体的に決める。
 - ◆ 編成にあたる組織及び会議を学校の組織全体の中に位置付ける。
 - ◆ 既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けるなど、具体的に組織の手直しや組織作りをする。
 - ◆ 組織内の役割や分担を決める。
- (2) 編成のための作業日程を決める。分担作業やその調整を含めて、作業ごとの具体的な日程を決める。

3 教育課程の編成のための研究・調査をする。

- (1) 教育課程についての国の基準や東京都教育委員会の規則などを研究し理解する。
- (2) 児童・生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、生徒の状況等を把握することに留意する。
- (3) 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、児童・生徒の学習状況や反応などに留意する。

4 学校の教育目標などの基本事項を定める。

- (1) 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、学校の教育課題を明確にする。
- (2) 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。
- (3) 編成にあたって、特に留意すべき点を明確にする。

下は、教育課程編成の具体的な手順です。教育課程編成の際に確実に行われていることを確認しましょう。

5 教育課程の編成

(1) 指導内容の選択

- 基礎的・基本的な指導内容を押さえる。
- 重点を置くべき指導内容を明確にする。
- 各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、個に応じた指導を推進するように配慮する。
- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、体育・健康に関する指導及び自立活動の指導について、適切に指導がされるように配慮する。
- 地域や学校、生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるように配慮する。(中学部・高等部)
- 指導の重点や特色ある教育活動として指導内容を整理する。

(2) 指導内容の組織

- 各教科等間相互の関連を図りながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導内容を明確にする。
- 児童・生徒の実態に応じて発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。
- 「各教科等を合わせた指導」を行う場合には、内容相互の関連や系統性を配慮して指導内容を組織する。

(3) 授業時数を配当する。

- 指導内容との関連において、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の年間授業時数を定める。
- 「各教科等を合わせた指導」を行う場合には、各教科等や教科別の指導、領域別の指導との関連を考慮しながら、授業時数を適切に定める。
- 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科の授業時数を定める。
- 各教科等の授業の1単位時間を、生徒の障害の状態及び発達段階並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

教育課程編成の際、必要となる資料

- 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領
 - 特別支援学校 高等部学習指導要領
 - 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)
 - 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(高等部)
 - 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編
 - 東京都立特別支援学校小学部 教育課程編成基準・資料
 - 東京都立特別支援学校中学部 教育課程編成基準・資料
 - 東京都立特別支援学校高等部 教育課程編成基準・資料
 - 「知的障害のある児童・生徒の教育内容・方法の充実に向けて」(平成27年度発行 東京都教育委員会)
- ※その他、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領等も必要です。

■ 教育課程編成の基本方針

都では、各都立特別支援学校に対して教育課程編成における基本方針を示しています。特に、授業時数の配当との関係においては、次のような方針の下、各学校で教育課程編成を行っています。

- ① 小学部
 - 「各教科等を合わせた指導」及び教科別の指導を中心に教育課程を編成する。
 - 教科「生活」、道徳、特別活動（学級活動）の内容は、「各教科等を合わせた指導」を中心に、学校生活全般で幅広く扱う。
 - 「各教科等を合わせた指導」は、「日常生活の指導」「生活単元学習」を中心的に扱う。
 - 「日常生活の指導」は、学年に応じて適切な時数となるよう全体のバランスを図りながら時数を配当する。
 - 「遊びの指導」を設定する場合は、小学部低学年で扱いながら、中・高学年の「生活単元学習」や教科別の指導に引き継がれるようにする。
- ② 中学部
 - 教科別の指導及び「各教科等を合わせた指導」を中心に教育課程を編成する。
 - 教科別の指導では、国語、数学を中心に基礎的な学力の定着を図る。
 - 「各教科等を合わせた指導」は、生徒の実態に応じて「日常生活の指導」、「生活単元学習」、「作業学習」を中心的に扱う。
 - 「日常生活の指導」は、学年や小学部との連続性を意識して授業時数のバランスを図る。
 - 「作業学習」では、仲間と共に最後まで任された役割を果たすことなど、高等部の「作業学習」に向けた姿勢や態度を育てることを大事にする。
 - 小学部・中学部の自閉症の教育課程では、「社会性の学習」を設定する。
- ③ 高等部
 - 各教科の指導を通して基礎的な学力の定着・伸長を図るとともに、「作業学習」を中心とした「各教科等を合わせた指導」を充実させ、必要な知識・技能・態度を培う。
 - 1年次は、基礎的な力を培うことを重視した教育課程編成とし、決定学級での指導を中心に、生徒の実態や課題に応じたグループ編成を行い指導することを基本とする。
 - 2年次からは、教育課程の類型化を行い、生徒一人一人の障害の状態や進路希望に応じた教育の充実を図る。
 - 教科別の指導においては、小学部・中学部における学習の積み上げを重視するとともに、地域の中学校から進学してくる生徒の教科学習に対するニーズに応えることができるよう、各教科の授業時数を確保する。
 - 「各教科等を合わせた指導」においては、小・中学部で培った知識・技能・態度等を、高等部卒業後の働く生活に向けて、より具体的・実的な職業能力として高めることができるよう、「作業学習」を中心とした授業時数を配当する。
 - 中学部・高等部では、3年間のまとまりで、指導内容や授業時数配当を計画する。

■ 学習評価と教育課程の改善・充実

学習後の評価は、観点別の評価規準を設けて行うことを基本としており、知的障害特別支援学校においても、各教科等のそれぞれの指導で、観点別の評価規準に基づく評価を行うことが重要です。

「各教科等を合わせた指導」においても、評価規準を設けることにより、単元指導計画の作成において、本時の授業や単元全体においてどのような児童・生徒の成長を目指すか、学校経営計画の実現に向け何を大事にした取組であるかを明確にすることができます。

また、評価規準により、児童・生徒の学習状況を多角的に評価するとともに、児童・生徒の実態に即した目標設定や授業構成であったかなどの授業評価を行うことも大切です。

さらに、各単元や本時の授業において、個々の児童・生徒の個別の目標や手だてを、評価規準を用いて焦点化することもできます。

児童・生徒の学習状況を評価する際には、特に次のような点に留意することが必要です。

■ 複数の学級や学年全体での活動など、大きな集団で指導する際の評価

大きな集団で活動を行う場合や、少人数のグループに分かれて活動する場合など、1時間の授業の中で児童・生徒に関わる教師がグループや活動ごとに異なる授業では、児童・生徒の実態と目標、必要な手だてなどを、指導にあたる教師全員が共有する必要があります。

<実態や目標、手だてを共有した指導の例>

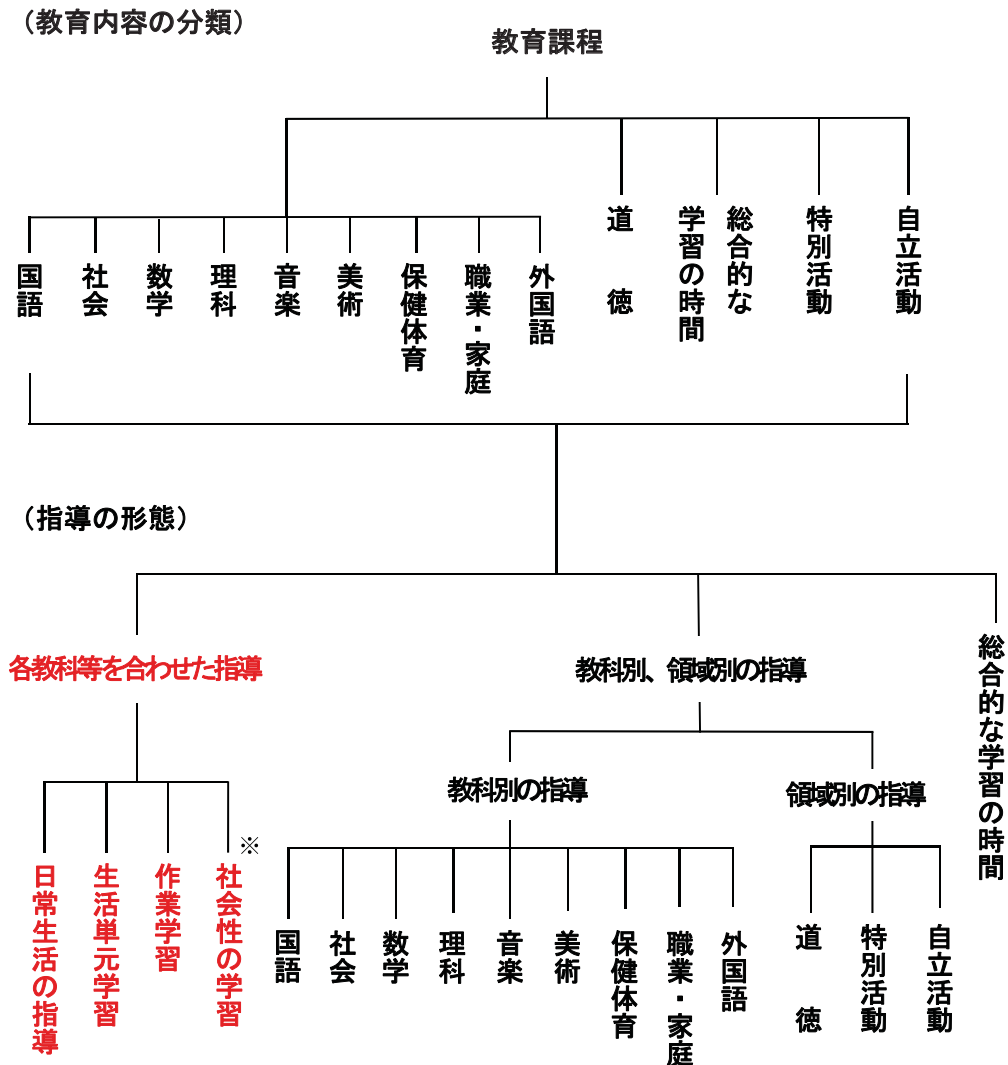
単元名「なつまつりをしよう」実態把握表				
◎一人ができる ○言葉かけでできる □必要な手だてによりできる				
児童名	活動の準備	グループの活動	自分の役割	確実に「できる」ことを目指す内容
A	□	□	○	太鼓の係で、曲に合わせて太鼓を叩く。
B	◎	○	◎	活動の順番や時間を意識して司会の役割を果たす。
C	○	○	○	的当て係で、お客さんに「どうぞ」と言って道具を渡す。

■ 年間を通じた取組など、長期間継続した指導の際の評価

低学年の児童への指導や障害が重度の児童・生徒への指導で、長期間継続的に取り組む場合には、毎時間同じような活動を行っているようであっても、繰り返し取り組むことで児童・生徒が成長している様子を適切に評価する必要があります。そのために、あらかじめ評価のポイントを明確にするとともに、児童・生徒の実態や取組の状況に応じて、発展的な活動を促すための支援の工夫や、教材や動線などの環境を見直し、必要な変更を行うことが重要です。

■ 指導の内容と指導形態

都においては、知的障害の教育課程における各教科等の考え方を、下の図のように捉えています。図は、中学部の例です。



知的障害特別支援学校の中学部では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成することとなっています。(学校教育法施行規則第 127 条 2。)ここに示された各教科等を上段に記しています。

また、同規則第 130 条 2 で「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の障害の種類を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」としていることから、教科別・領域別の指導のほか、「各教科等を合わせた指導」の設定が可能となります。実際の指導の形態の種類を、図の下段に示しました。

※「社会性の学習」は、都立知的障害特別支援学校小学部・中学部の「自閉症の教育課程」で実施。

各教科と「教科別の指導」

知的障害特別支援学校の各教科は、以下のようになっています。

小学部	生活、国語、算数、音楽、図画工作 体育
中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、(外国語)
高等部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、(外国語)、 (情報) ※専門学科において開設される各教科を除く。

これらの各教科について、「教科別の指導」として、時間を設けて指導を行う場合があります。

指導にあたっては、以下のような点に配慮する必要があります。

- ・ 学習指導要領における各教科の目標を踏まえながら、児童・生徒の実態に合わせて適切な授業を創意工夫すること。
- ・ 学習活動に生活的なねらいをもたせ、生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導すること。
- ・ 児童・生徒の個人差が大きい場合、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し個別的な手だてを講じるなどして、個に応じた指導を徹底すること。

また、他の教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間との関連や、各教科等を合わせた指導との関連を図るとともに、生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにすることが大切です。

<各教科の「内容例」>

都教育委員会では、特別支援学校学習指導要領の目標・内容に基づき、各教科の指導内容例を作成しています。

各学校では、学習指導要領の目標・内容に基づき、児童・生徒の実態に応じた指導内容を選定・組織し、指導計画を作成する必要があります。

平成27年度作成した「知的障害のある児童・生徒の教育内容の充実に向けて」巻末資料に示した「各教科の内容例」は、主に高等部生徒を対象とした指導内容の例を掲載しています。この「内容例」を参考に、各学校では各教科等の「指導内容表」を作成し、児童・生徒に応じた指導を行うことが必要です。

		国語の内容例					
		1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階
聞 く	1 教師から名前を呼ばれたり音楽をかけられたりしたときに振り向き、耳を傾けたりする。	1 生活の中で関わる様々な人の話し言葉に慣れる。	1 話を終わりで注意して聞く。	1 教師など周りの大人の説明や、家族、友達などの話を聞き、内容を大まかに理解する。	1 周囲の人からの説明を聞いて理解する。	1 相手の立場や意図、気持ちを考慮しながら話を聞く。	
	2 絵本やかみしばい、漫画などを読んで興味を持ち、楽しむ。	2 テレビやラジオなどの媒体をとおした音声の口調や速度に慣れ、その内容を楽しむ。	2 教師や友達、身近な人などの話、テレビやラジオの中の言葉などを聞き、大体的内容を理解する。	2 簡単な放送や録音等を聞き内容の概略を聞き取る。	2 物語、劇、放送などを聞きあらすじを理解したり、中心的内容を正しく聞き取ったりする。	3 テレビ、ラジオ放送等から必要な情報を得て生活に生かす。	
	3 写真や絵画などのものの名前などを聞く。	3 相手の話を最後まで聞く。	3 話を聞いて分からないときに聞き返す。	3 簡単なメモを取りながら聞き、分からないときに聞き返す。	3 メモをとって中心的内容を正しく理解する。	4 必要な情報をメモにとり、生活の中で活用する。	
	4 教師の簡単な指示を受けてよく見たり、よく聞いたりする。	4 教師や友達などの話しかけや簡単な指示、説明を聞き、内容に合わせた行動をする。	4 簡単な指示や説明を聞き取り、その通りに行動する。	4 指示や説明を聞き取って行動する。	4 指示や説明の要点を聞き取り行動する。	5 指示や説明を聞き取り、適切に行動する。	
	5 教師や児童の身近な大人、友達などの話しかけに応答する。	5 「〇〇をした。」などのように見たり聞いたり体験したりしたことを簡単な表現で伝える。	5 自分の気持ちや意思、希望などの大体的内容を話す。	5 見聞したことや体験したこと、自分の気持ちや意思などを感情や状態、動作を表す言葉を使い、順序をたどって話す。	5 物語、劇、放送などを見たり聞いたりして楽しみ、その感想を話したりする。	6 誰に話しかけを意図し、自分の立場をはっきりさせ、適切に話したり伝えたりする。	

自立活動、道徳、特別活動と「領域別の指導」

道徳、特別活動及び自立活動は、「各教科等を合わせた指導」の中で、内容の指導を行うこともできますが、道徳や特別活動、自立活動の時間を設けて指導する場合もあり、そのような指導は「領域別の指導」と呼ばれます。

都立特別支援学校では、児童・生徒の実態等を考慮しながら、おおむね次のような方針で道徳、特別活動、自立活動の指導を行うこととしています。

- 小学部の低学年では、道徳、特別活動などと領域別に指導を行うことよりも、「各教科等を合わせた指導」として互いに関連付けながら児童の生活に結び付く指導を行うことが効果的である。
- 自立活動は、学校の教育活動全般を通して指導することが必要であるが、児童・生徒の障害の程度や状態によっては、時間を設けて指導することも効果的である。
- 中学部以上では、特別活動（学級活動、ホームルーム活動）の時間を週1単位時間以上設定し、継続的に指導を行う。

自立活動

知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒・行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られます。

<特に配慮を必要とする様々な状態の例>

- ・ 理解言語の程度に比較して表出言語がきわめて少ない
- ・ 全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である
- ・ 心理状態が不安定になり、パニックになりやすい
- ・ きわめて動きが多く、注意集中が困難である
- ・ 上肢や下肢のまひ、筋力の低さ
- ・ 自信欠如、固執行動、極端な偏食、異食、情緒発達の未成熟
- ・ てんかんや心臓疾患

このように、言語面や運動面、情緒や行動面、身体面や疾病などによる配慮は、児童・生徒によって異なります。

そのため、一人一人に応じた指導を行うため、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」に基づき、個別指導計画を作成する必要があります。

自立活動は、次の6区分26項目からなります。

- 1 健康の保持
 - (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
 - (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
 - (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
 - (4) 健康状態の維持・改善に関する事。
- 2 心理的な安定
 - (1) 情緒の安定に関する事。
 - (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
 - (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
- 3 人間関係の形成
 - (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
 - (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
 - (3) 事故の理解と行動の調整に関する事。
 - (4) 集団への参加の基礎に関する事。
- 4 環境の把握
 - (1) 保有する感覚の活用に関する事。
 - (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
 - (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
 - (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
 - (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
- 5 身体の動き
 - (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
 - (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
 - (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
 - (4) 身体の移動能力に関する事。
 - (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
- 6 コミュニケーション
 - (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
 - (2) 言語の受容と表出に関する事。
 - (3) 言語の形成と活用に関する事。
 - (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
 - (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

これらの内容は、全てを網羅的に行うわけではなく、個々の児童・生徒に必要な内容を選択・組織して指導することになります。

そのためには、各教師が自立活動の内容を十分に把握し、児童・生徒の実態から適切な指導内容を選択できるようにすることが重要です。

特に、自立活動の時間を設けて行う場合は、一人一人の生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるための工夫が大切です。

「教育課程の在り方検討委員会」では、知的障害特別支援学校の自立活動の指導として考えられる内容の例を整理し、一覧表にしました。特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）の内容に基づき、本検討委員会の専門委員である大南英明先生の著書を参考にまとめたものです。

自立活動の「内容例」は、本書の 54 ページから掲載しています。自立活動の指導内容の見直しの観点とすることや、個別指導計画を作成する際に、児童・生徒の実態を様々な視点から把握することなどで活用することが期待できます。

<自立活動の内容の例>

区分	項目
1 健康の維持	(1) 生活のリズムや生活習慣に関すること
	① 睡眠と覚醒のリズムを形成する。
	② 健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを形成する。
	③ 暑さや寒さを感じとり、衣服の調節をする。
	④ 間食を控え、偏食を減らし、落ち着いて食事をするなど、適切な食習慣を形成する。
	⑤ 適切な排泄の習慣を形成する。
	⑥ 口唇や皮膚に着いた異物を洗う又はふき取るなど、清潔感を形成する。
	⑦ 空気や身の回りの汚れを嫌う習慣や適度な明るさや音や温度の環境を好む習慣を形成する。
	⑧ 感染予防のため異物を口に入れないなどの清潔の保持をこころがける態度や危険を避ける態度など、健康的な生活環境を保持する習慣を形成する。
	(2) 病気の状態の理解と生活習慣に関すること
	① 自分の病気の簡単な知識と病気に伴い現れてくる頭痛や微熱や気分がすぐれない等の状態があることを知る。
	② 自分の病気に伴い現れてくる状態に対する必要な対応を知る。
	③ 自分の病気に伴い現れてくる状態に注意を向け、実際に状態を確認し、それに応じた対応の仕方を実験として学習する。
	④ 自分の病気の状態に基づいて、より望ましい生活をする技能や態度を身に付ける。
	⑤ 病気の状態への対応や生活の仕方を変えようとする。
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること
	① 自分の身体各部の状態を知り、その状態を受容する。
	② 自分の身体各部の状態に従って、安全を確保したり、休息したりすることを体験的に学習する。
	③ 自分の身体各部の状態による行動の制限を知り、現状での適切な過ごし方を考えて実行する。
	(4) 健康状態の維持・改善に関すること
① 可能な運動や健康に役立つ生活の仕方を調べ、実行できる計画を立てる。	
② 可能な運動や健康に役立つ生活の仕方を実行し、維持しようとする。	
③ 肥満や栄養の偏りの解消に役立つ生活の仕方を実行し、食生活の習慣を変える。	
④ 歯のみがき方を学習し、歯みがきを嫌がらずに自らがこうとする。	
⑤ 精神的な健康に注意を向け、自ら考えて生活の仕方を変えようと努力する。	
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること
	① 好きなもの場所、行動パターンなどにより気持ちを和らげる。
	② 体を動かして緊張感を和らげ、今の自分の様子を知ることを通して平静な自分を取り戻す。
	③ 人と一緒に歩いたり、何もせずに人と一緒に座るなどのことを通して安心感を形成する。
	④ 情緒が安定した状態を知ることを通して、それを持続的に味わおうとする。
	⑤ 刺激するもの少ない部屋や整理された部屋及び環境の中で、気持ちの落ち着け方を学習する。
	⑥ 気持ちを落ち着ける体験の過程を学習し、気持ちを調整する力を養う。
	⑦ 不安に対して沈黙や小さい発声、小さい動きなどの代償の行動で対応できる構えを形成する。
	⑧ 情緒を安定させる方法を見つけ、生活の中で体験的に身に付ける。
	⑨ はじめと終わりの見通しをもてるようにして、情緒の安定を図る。
	(2) 状況の理解と変化への対応に関すること
	① この後に起こる状況の変化をあらかじめ知らせてもらい、心構えを形成する学習をする。
② 状況の変化による不安を、適度に自分で受け止める体験を重ねる。	
③ 状況の変化に対して、あわてずに我慢しようとする態度を身に付ける。	
④ 状況の変化への対応に失敗しても、動揺を最小限にする習慣を形成する。	
(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	
① 安心して気持ちを集中して考える態度を身に付ける学習をする。	
② 障害による学習上又は生活上の困難の内容を、できるだけ具体的に、しかも正確に分かる体験をする。	
③ 障害による学習上又は生活上の困難を解決する努力の仕方を具体的な体験として学習する。	
④ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する価値を知り、改善・克服を自ら評価する。	

児童・生徒の障害の状態や、学習上、生活上の困難は様々です。自立活動の「内容例」では、全ての区分・項目について具体的な内容の例を示していますが、実際の指導場面でどのような内容をどの程度指導するかは、学校生活支援シートや個別指導計画に基づいて、児童・生徒に応じた指導内容の選択・組織が必要です。

自立活動の「内容例」は、当該の項目を中心とした指導内容の例を示しており、指導場面に応じて複数の内容を組み合わせるなど、児童・生徒の実態に応じて工夫して活用することが必要です。さらに、児童・生徒が内容例に示すような学習を効果的に行うために、環境の調整や配慮を工夫することも重要です。

道徳

小学部、中学部の道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校、中学校に準ずることとなっています。小学校、中学校の学習指導要領の道徳の目標や内容を踏まえて指導を行うことが必要です。

また、高等部の道徳は、高等学校の道徳教育の目標に加えて、小学部、中学部の道徳の目標や内容を踏まえた道徳の内容を設定することになります。高等部の生徒の活動範囲の広がりに応じ、様々な人々との関係を適切に形成できるようにすることや、生活年齢や青年期の心理的発達の状態などを考慮し、各学校で道徳の内容を設定します。

道徳の時間を設けて指導を行う場合は、児童・生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが重要です。

「特別の教科 道徳」

平成 27 年 3 月に学習指導要領の一部が改訂され、道徳の教科化がなされました。平成 27 年度から平成 29 年度までは、「特別の教科 道徳」実施に向けた移行期間とされていますが、都立特別支援学校では、平成 28 年度から全ての学校で「特別の教科 道徳」の内容に基づく指導を開始しています。

都立知的障害特別支援学校において、道徳の指導の時間を設けず、「各教科等を合わせた指導」として指導する場合も、扱う内容は「特別の教科 道徳」の内容であることに留意する必要があります。

本報告書 60 ページ 61 ページに、小学校、中学校の「特別の教科 道徳」の内容を示しています。

特別活動

特別活動の時間の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校、中学校及び高等学校に準ずることとなっています。特別活動の指導にあたっては、児童・生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、創意工夫して適切に指導を行う必要があります。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間との関連を図るとともに、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒や地域の人々と活動を共にする機会を設けるような工夫も必要です。

総合的な学習の時間

中学部、高等部の総合的な学習の時間の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校、高等学校に準ずることとなっています。中学校、高等学校の学習指導要領に示された目標を踏まえながら、知的障害の特性に応じた配慮を加えて指導内容を定め、必要な授業時数を配当することが必要です。

総合的な学習の時間では、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、判断し、問題を解決することを大事にした活動となるように展開を工夫します。また、具体的な目標や内容は、各学校で設定することとなるため、総合的な学習の時間で育てたい力を改めて整理し、「各教科等を合わせた指導」などとの違いを明確にする必要があります。

■ 教科指導と「各教科等を合わせた指導」

「各教科等を合わせた指導」とは

特別支援学校学習指導要領解説には、「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童・生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合がある」ことが述べられています。

また、「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的である」とされています。

このことから、都においては従来から、児童・生徒の実態に応じた効果的な指導の形態として「各教科等を合わせた指導」が重要であるとしてきました。

「特別支援学校小学部教育課程編成基準・資料」では、「児童の学習上の特性を考慮して、各教科等を合わせた指導を重視し、教科別の指導、領域別の指導を補完的に位置付け」、適切に組み合わせることが必要であるとしています。

また、中学部・高等部においても、知的障害の状態や経験等に応じて、指導の形態を工夫し指導計画を作成することが必要です。

「各教科等を合わせた指導」は、「学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない」児童・生徒に対し、生活に結びつく実地的・具体的な指導を行うために必要な指導の形態です。

また、「各教科等を合わせた指導」における指導内容は、国語、算数・数学、…などの各教科と、道徳、特別活動及び自立活動の内容が広範囲に含まれます。

このような「各教科等を合わせた指導」を適切に、効果的に行うためには、次のような点に配慮することが必要です。

- 各教科、道徳、特別活動、自立活動の内容を十分理解していること。
- 児童・生徒の実態を適切に把握していること。
- 「各教科等を合わせた指導」の指導形態を生かした活動や単元を構想すること。
- 「各教科等を合わせた指導」としての活動や単元を展開しながらも、各教科等の指導内容との関連を意識すること。
- 各教科等の内容に基づく適切な学習評価を行うこと。

「生活単元学習」の充実に向けて

都では、平成 23 年度に開始した「知的障害のある児童・生徒の教育内容・方法の充実事業（各教科等を合わせた指導）」において、生活単元学習の充実をテーマに研究を行いました。

生活単元学習は、「各教科等を合わせた指導」の代表的な授業として、多くの知的障害特別支援学校で実施されてきましたが、何をどのように指導するかが明確にしにくく、学校や研究者によって見解が様々であることもあり、それぞれの学校で独自の指導が開発されてきていました。

そこで、各学校の生活単元学習の実施状況などから、まずは以下のような「問題である」と捉えた授業を改善し、よい実践を各学校で共有することで、日々の授業を充実させることを目標に、「生活単元学習」の単元づくりの開発に取り組むこととしました。

<「問題である」と捉えた授業>

- ・ 特定の教科の特定の分野のみを扱った授業
→ 教科別の指導との違いが分かりにくい
- ・ 特定の活動のみを年間を通じて実施し続ける授業
→ 「単元」としてのまとまりがない
- ・ 1 時間ごとに活動内容が異なるなど、他の教科別の指導の時間等で行えない活動を「とりあえず」実施しているととられるような授業

(平成 23 年度 検討資料から)

本事業では、生活単元学習の単元づくりで大切にしたいことを 4 つにまとめて、各学校で共有することとしました。

単元づくりで大切なこと

- 1 児童・生徒が言える単元名にする。
- 2 分かりやすい単元の到達目標を設定する。
- 3 児童・生徒が「今できること」を大切にする。
- 4 テーマに沿って様々な活動ができるように工夫する。



この 4 つの「大切なこと」を踏まえた単元の開発や、学年や年齢、児童・生徒の障害の状態に応じた単元の展開の工夫について、事例を通して示してきました。

平成 27 年度の実践では、「一連の活動を組織的に」展開するための効果的な取り組み方として、主に以下の 2 つの授業展開を紹介しました。

①繰り返し型の単元

「一連の活動」に、毎時間繰り返し取り組む授業展開で、主に小学部の低学年などで、長期間の活動に見通しがもちにくい場合に効果的です。活動を繰り返していくうちに「できること」が増え、自分なりの見通しがもてるようになることを期待します。

②積み重ね型の単元

目標の達成に向けて、毎時間の活動を積み重ねていく授業展開で、児童・生徒が活動への見通しをもち、計画・準備からつくり上げていくことを大事にします。前時までの活動と、本時の活動、活動の到達点を視覚的に確認できるような工夫が必要です。

これらの生活単元学習の単元づくりの充実・改善を踏まえて、生活単元学習で大事にすることを、次のように整理しました。

生活単元学習では、児童・生徒が学んできた知識や技能を、実際の生活場面で活用できるようになることを目指し、生活場面を想定した一連の活動の中で、児童・生徒が自ら活動することを大事にした指導を展開する。

都立特別支援学校で行う生活単元学習では、

- ・ 児童・生徒の「できること」を出発点として、単元を設定します。
- ・ 内容やテーマは、児童・生徒の実際の生活に結び付き、一連の活動ができるものとしします。
- ・ これまで学んできた知識や技能と、現在学んでいる知識や技能を活用することができるような場面を設定します。
- ・ 児童・生徒が自ら取り組むことができるような指導を展開します。

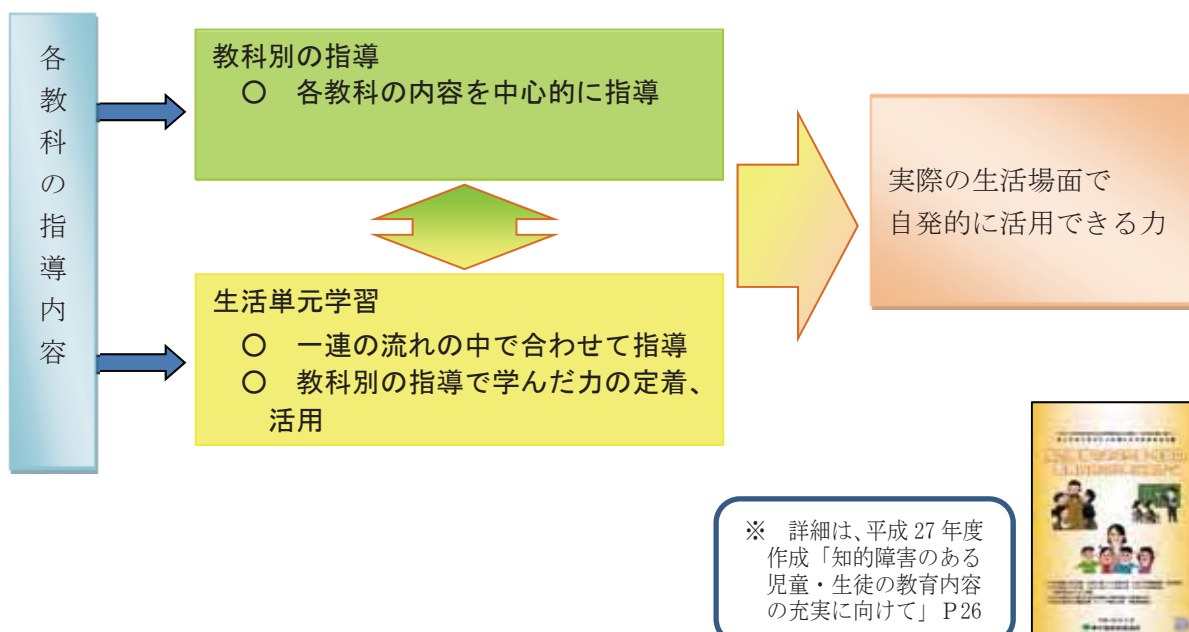
生活単元学習と教科の指導との関係

生活単元学習で指導する内容は、特別支援学校学習指導要領の各教科、道徳、特別活動、自立活動の目標・内容を踏まえていることが前提となります。

特に、各教科の内容は、児童・生徒の実態を考慮し、児童・生徒の生活に結び付く一連の活動として扱うことになるため、単元の構成や活動の設定には工夫が必要です。

国語や算数・数学、音楽などのように、教科別の指導の時間を設けて指導を行う教科については、教科別の指導の内容と、生活単元学習で扱う教科の内容が互いに関連し合うように指導計画を作成することで、児童・生徒が学んだ知識や技能を活用する場面を充実することができます。

このような生活単元学習と教科の指導との関係を、次の図のように表します。



※ 詳細は、平成 27 年度作成「知的障害のある児童・生徒の教育内容の充実に向けて」P26

作業学習の充実

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしなが、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するための指導の形態です。

作業学習の指導には、中学部の職業・家庭、高等部の職業の内容が多く含まれるため、都では中学部以上の特別支援学校で作業学習を設定することとしています。

また、作業学習では、職業に関する内容だけでなく、作業のために必要な基礎的な知識や技能、意欲や態度も併せて学ぶことが重要であるとして、広範囲にわたる各教科等の内容を扱います。そのため、特に高等部においては教育課程全体に占める作業学習の時間の割合が大きくなります。

都においては、平成 22 年度からキャリア教育・職業教育の充実に関する事業を実施し、作業学習のポイントをまとめました。

【作業学習の目的】

都立特別支援学校における作業学習の意義を、次のように整理しました。

障害の程度にかかわらず、作業に必要な基本的な作業態度の育成や意欲の向上を図り、将来に向け、任された役割を遂行する知識・技能・態度を身に付ける。

そのために、以下の点に配慮した授業づくりを行います。

- 生徒主体の作業学習にする。
作業学習で掲げる目標の達成を目指して、夢中になって生徒自らが取り組む作業となるように計画する。
- 必要度の高い作業学習にする。
作業学習では、必要となる工程を効果的に設定して展開する。(実際の職場を参考にする)
- 生徒が「できる」状況をつくる。
「～ができない」ではなく、環境等を整えることで、「～ができる」に変えていく。

また、授業改善の視点として次の4点があります。

- 1 一人一人の障害の状況（作業能力）に応じた工程の工夫
- 2 「やりにくい」状態を解消（改善）する補助具の開発
- 3 集中力を高める環境作り
- 4 教員の関わり方や立つ位置の工夫

■ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画と教育課程との関係

都では、個別の教育支援計画の新たな書式である「学校生活支援シート」を導入し、平成 27 年度入学生から作成・活用を開始しました。

学校生活支援シートとは

- **保護者、教育、保健・医療、福祉等が連携し児童・生徒を支援していく継続的な計画である。**

児童・生徒や保護者の希望を踏まえるとともに、児童・生徒を中心に、保護者や関係機関がそれぞれの役割分担を確かめ、必要となる支援を行っていくためのものです。

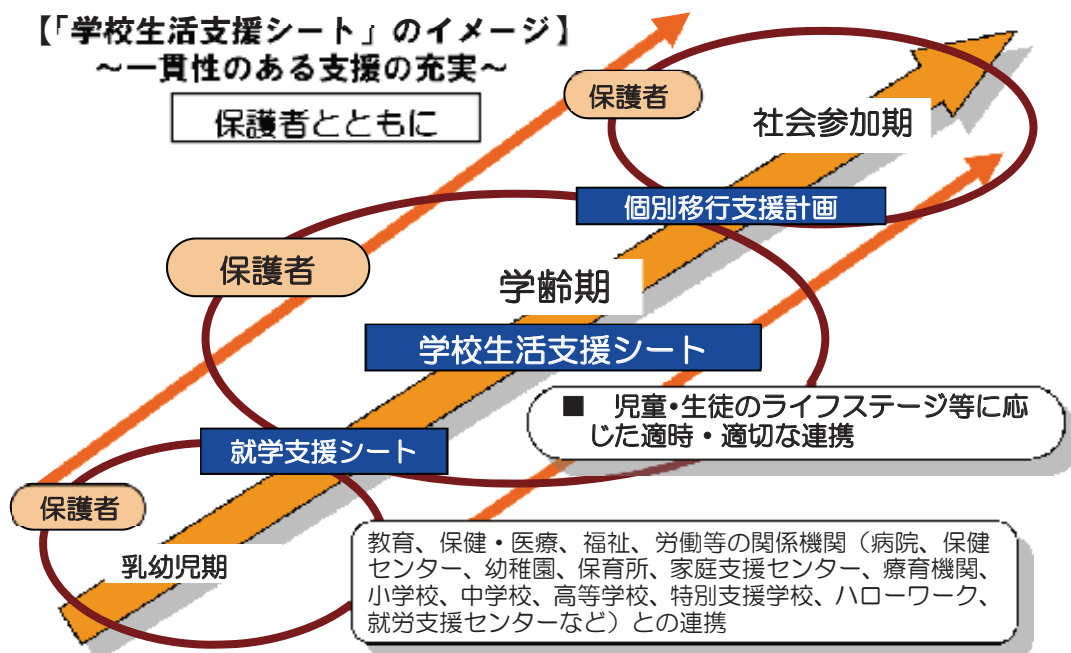
- **教育、保健・医療、福祉等が行ってきた支援の情報を共有するものである。**

これまで行ってきた支援を整理するとともに、支援に関する必要な情報を記載し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくためのものです。

- **入学時や進級・進学時の引継ぎを確実にを行うためのものである。**

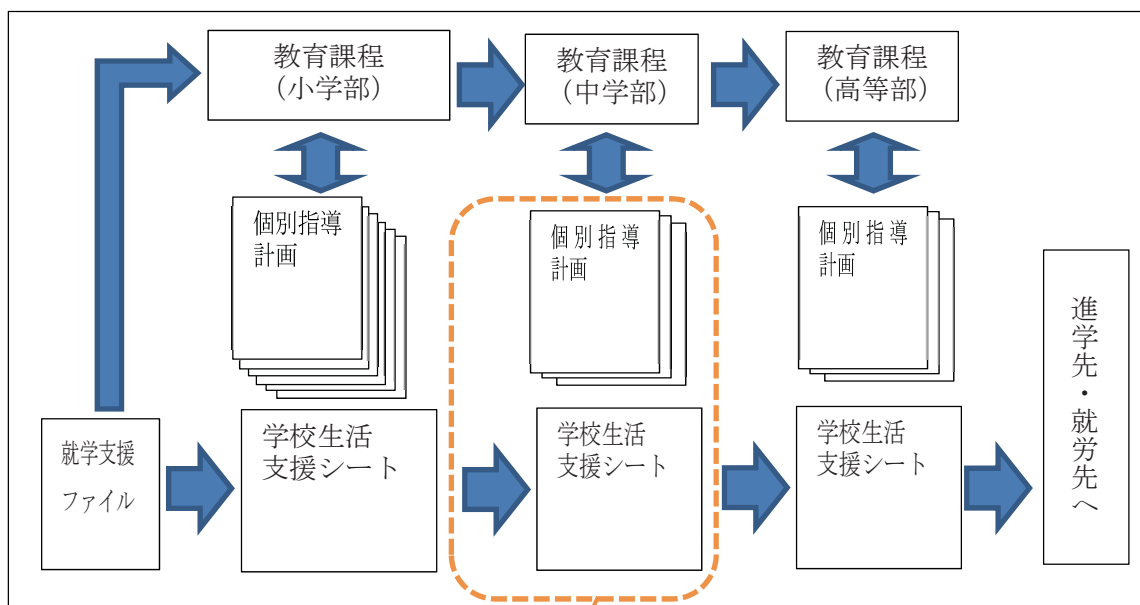
指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認し、確実に引き継ぐためのものです。

※ 「学校内における支援」だけではなく、学校卒業後も適時・適切な支援を受けることができるよう、関係機関等と連携して学校生活を支えるという視点を持つことが大切です。



「学校生活支援シート」（個別の教育支援計画）の支援の目標や学校での指導・支援の方針は、個別指導計画に反映させ、個別指導計画に示した個々の児童・生徒の目標や指導の手だてが、教育課程に反映されるようにします。

また、「学校生活支援シート」を用いて児童・生徒の成長や変化、効果的であった指導や支援の手だてを引継ぎ、翌年度の指導計画（教育課程）の改善につなげることが重要です。



個別指導計画への反映

【用語】

・ 単語、動詞、ク字文のカードを使い単語語句を指称。カードを使用する際には、1枚1枚の内容を教員が読み上げ、確認する。

【特別活動（学校行事）】

・ 時間が通常と違う場合、行事用時間割のイラスト・イラストを使って視覚的に確認できるようにする。

前年度からの引継に基づく「学校生活支援シート」（一部）

3-1 コミュニケーション面の具体的な支援方法

・ 言語でのコミュニケーションは難しいが、写真カードや絵カードを用いて次の活動や移動する場所を伝えることで理解して行動できる。またコミュニケーションブックを使用することでコミュニケーションがとりやすくなる。

3-2 支援の目標

〈長期目標〉 ・カードなどを使って自分の気持ちを相手に伝えることができる。
・見通しをもって活動し、予定の変更を受け入れて活動ができる。

〈中期目標〉 ・日常生活や授業の中で、絵カードを使って相手に伝えられるようにする。
・1週間の予定を掲示し、朝の会で一日の予定を確認し見直しをもつ。

（『つながり』と『安心』保護者とともで作る個別の教育支援計画）より）

「学校生活支援シート」の作成と活用については、都作成資料「これからの個別の教育支援計画」（平成24年度）、「『つながり』と『安心』（平成27年度）で詳しく説明しています。



3 教育課程編成の例

教育課程を編成するにあたっては、学校の教育目標や基本方針、指導の重点を明確にすることと、それらを踏まえた根拠ある授業時数の配当が必要です。

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。そのため、特に知的障害特別支援学校の授業時数の配当については、必要な規則等を踏まえながら児童・生徒の実態を考慮した適切な指導の形態と授業時数を定めることが重要です。

小学部から高等部までを設置する知的障害特別支援学校を例に、12～13 ページに示した「教育課程編成の手順」に基づき、特に授業時数配当の流れを示します。

授業時数を配当する際の留意点

- 1 国の基準や都教育委員会の規則等を理解し、国や都の方針を踏まえた編成とすること。
- 2 児童・生徒の障害の状態や特性を考慮し、地域や学校の実態に応じた学校の教育目標や教育課程編成の基本方針を定めること。
- 3 児童・生徒の実態などを踏まえた学部や教育課程ごとの方針を定め、具体的な指導内容と必要な授業時数を定めること。
- 4 児童・生徒にとって分かりやすく、教育的効果が期待できるような指導の形態と授業時数を適切に定めること。

<小学部から高等部までを設置する都立知的障害特別支援学校の例>

1 国・都の方針

- 年間総授業時数
小・中学部 …… 小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずる
高等部 …… 各学年とも 1050 単位時間を標準とする。
- 各教科等（高等部においては、各教科、道徳、ホームルーム活動及び自立活動）の授業は、年間 35 週（小学部第 1 学年については 34 週）を標準とする。

<都の方針>

- 児童・生徒の年齢や発達段階等を踏まえ、各教科等の特性及び内容を考慮しながら、教科別の指導、領域別の指導と「各教科等を合わせた指導」の授業時数のバランスに配慮した教育課程編成を行う。

2 学校としての基本方針の例

- 「できること」を十分に把握し、実生活で自ら「確実にできる」ことを目指した指導を、各学部の段階を踏まえて展開する。
- 「各教科等を合わせた指導」は、小学部・中学部では「生活単元学習」、高等部では「作業学習」を中心的に扱う。
- 高等部では、生徒の実態を踏まえ 2 年次から教育課程を類型化する。
- 自立活動は、普通学級では「各教科等を合わせた指導」として、重度重複学級では自立活動の指導の時間を設けて指導するとともに、他の授業など学校教育全般を通して課題解決に自ら取り組む力を養う。

（一部抜粋）

3 指導内容に応じた授業時数の配当の例

※普通学級の例

【小学部】

- ・ 国語、算数は基礎的・基本的な内容の理解を重視し、時間を設けて指導するとともに、生活場面での活用を目指し、「各教科等を合わせた指導」でも扱う。低学年では、国語、算数を合科的に扱い、より児童の生活に結び付いた指導を行う。
- ・ 音楽、図画工作、保健体育は、時間を設けて指導するだけでなく「各教科等を合わせた指導」として体験的な学習を重視しながら扱うため、授業時数を多く設定する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	238	250	245	175	175	175
算数	136	140	140	175	175	175
生活	68	70	105	175	175	175
音楽	85	105	90	90	90	90
図画工作	85	105	90	90	90	90
体育	136	135	135	135	135	135
道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
自立活動	34	35	70	70	70	70
計	850	910	945	980	980	980

【中学部】

- ・ 国語、数学は基礎的・基本的な内容の理解を深めるため、時間を設けて指導するとともに、生活場面での活用を目指し、「各教科等を合わせた指導」でも指導を行う。
- ・ 社会、理科、職業・家庭は、「各教科等を合わせた指導」で体験的な学習を重視しながら扱う。
- ・ 保健体育は、保健の内容も含め、時間を設けて指導するほか、他の教科等と合わせて体験的に学習するため、授業時数を多く設定する。

	1年	2年	3年	3年間
国語	165	165	165	495
社会	90	90	90	270
数学	140	140	140	420
理科	95	95	95	285
音楽	70	70	70	210
美術	70	70	70	210
保健体育	140	140	140	420
職業・家庭	70	70	70	210
道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
自立活動	70	70	70	210
計	1015	1015	1015	3045

【高等部】

- ・ 国語、数学は、基礎的・基本的な内容の理解と活用を図り、家庭生活や社会生活で役立つ知識・技能の定着・活用を目指し、時間を設けて指導するほか、「各教科等を合わせた指導」でも実践的に扱う。
- ・ 社会、理科、職業、家庭、情報、外国語は、指導内容に応じた授業時数を設定する。それぞれの指導形態は類型ごとに定める。

	1年	2年	3年	3年間
国語	140	140	140	420
社会	70	70	70	210
数学	140	140	140	420
理科	70	70	70	210
音楽	70	70	70	210
美術	70	70	70	210
保健体育	120	115	115	350
職業	80	80	85	245
家庭	80	85	80	245
外国語	35	35	35	105
情報	35	35	35	105
道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
自立活動	35	35	35	105
計	1050	1050	1050	3150

4 指導の形態別の授業時数の配当（教育課程届の授業時数配当）の例

※普通学級の例

【小学部】

<内容別の授業時数配当>

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	238	250	245	175	175	175
算数	136	140	140	175	175	175
生活	68	70	105	175	175	175
音楽	85	105	90	90	90	90
図画工作	85	105	90	90	90	90
体育	136	135	135	135	135	135
道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
自立活動	34	35	70	70	70	70
計	850	910	945	980	980	980

<形態別の授業時数配当>

	1年	2年	3年	4～6年
国語	○ 170	○ 175	○ 235	140
算数	○	○	○	105
生活	/	/	/	/
音楽	68	70	70	70
図画工作	68	70	70	70
体育	102	105	105	105
道徳	/	/	/	/
特別活動	/	/	/	/
自立活動	/	/	/	/
日常生活の指導	369	350	325	315
生活単元学習	/	70	140	175
遊びの指導	68	70	/	/
計	845	910	945	980

国語、算数は、小学部3年までは「国語・算数」とし、児童の生活に結び付く活動を通して国語、算数のそれぞれの内容を指導するようにしています。また、この例では、国語、算数をはじめとする教科別の指導と「各教科等を合わせた指導」の時は、下のようになっており、低学年では「各教科等を合わせた指導」がやや多く、高学年では教科別の指導と「各教科等を合わせた指導」は同じ時数となっています。

	1年	2年	3年	4～6年
教科別の指導	408	420	470	490
「各教科等を合わせた指導」	437	490	475	490
総授業時数	845	910	945	980

各学校の教育課程の編成状況を見ると、教科別、領域別の指導と、「各教科等を合わせた指導」の授業時数はおおむね下の図のようになり、学年が上がるにつれ教科別の指導、領域別の指導の授業時数が増えていくことが分かります。

<各学部の教科別の指導、領域別の指導と「各教科等を合わせた指導」の授業時数>

	小学部(低学年)	小学部(高学年)	中学部	高等部
教科別の指導、領域別の指導				
各教科等を合わせた指導				
日常生活の指導				
遊びの指導				
生活単元学習				
作業学習				

【中学部】

＜内容別の授業時数配当＞

	1年	2年	3年	3年間
国語	165	165	165	495
社会	90	90	90	270
数学	140	140	140	420
理科	95	95	95	285
音楽	70	70	70	210
美術	70	70	70	210
保健体育	140	140	140	420
職業・家庭	70	70	70	210
道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
自立活動	70	70	70	210
計	1015	1015	1015	3045

＜形態別の授業時数配当＞

	1年	2年	3年
国語	105	105	105
社会			
数学	105	105	105
理科			
音楽	52	52	52
美術	53	53	53
保健体育	105	105	105
職業・家庭	35	35	35
道徳			
総合的な学習の時間	35	35	35
特別活動	35	35	35
自立活動			
日常生活の指導	245	245	245
生活単元学習	175	175	175
作業学習	70	70	70
計	1015	1015	1015

3年間のまとまりで、指導内容や時数配当を考えます。この例では、各学年の教科別の指導、領域別の指導は合わせて525時間で、「各教科等を合わせた指導」の490時間よりも若干多く時数を配当しています。社会、理科の指導内容は、日常生活と結び付けて学習することが効果的な内容が多いことから、「各教科等を合わせた指導」で扱うこととしました。また、高等部での学習に向けて、「職業・家庭」を週に1時間設定し、自分自身の身の回りに関することや、集団で行動する際のルール、中学生らしい態度などについて学ぶことができるようにしました。

自閉症の教育課程と「社会性の学習」

都立特別支援学校（小学部・中学部）では、自閉症の児童・生徒に対して、障害特性に応じた必要な支援を実施し、感覚の過敏性などに配慮した環境の中で自立を図るために必要な知識、知能、態度及び習慣を養うために「自閉症の教育課程」を設置し、「各教科等を合わせた指導」として「社会性の学習」を設定しています。

「社会性の学習」については、国語や算数などの教科の内容を、対人関係やソーシャルスキルを学ぶ場で体験的に学習する機会を増やすことや、「生活単元学習」の活動の一部を「社会性の学習」として児童・生徒に応じた指導を行うことなど、他の授業との関連を考慮した授業時数配当の工夫が必要です。

【高等部】

＜内容別の授業時数配当＞

	1年	2年	3年	3年間
国語	140	140	140	420
社会	70	70	70	210
数学	140	140	140	420
理科	70	70	70	210
音楽	70	70	70	210
美術	70	70	70	210
保健体育	120	115	115	350
職業	80	80	85	245
家庭	80	85	80	245
外国語	35	35	35	105
情報	35	35	35	105
道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
自立活動	35	35	35	105
計	1050	1050	1050	3150

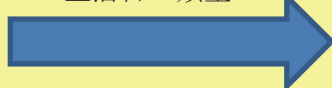


＜形態別の授業時数配当＞

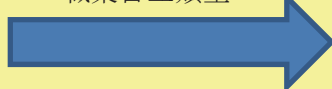
1年次で、教科別、領域別の指導を490時間、「各教科等を合わせた指導」を560時間配当した例です。卒業後の生活に向けて「作業学習」が教育活動の中で大きな割合を占めるように配当しているため、中学部までと比較して「各教科等を合わせた指導」の割合が大きくなっています。

	1年
国語	65
社会	
数学	64
理科	
音楽	65
美術	64
保健体育	105
職業	57
家庭	
外国語	
情報	
道徳	
総合的な学習の時間	35
特別活動	35
自立活動	
日常生活の指導	175
生活単元学習	105
作業学習	280
計	1050

生活自立類型



職業自立類型



	2年	3年
国語	65	65
社会		
数学	64	64
理科		
音楽	65	65
美術	64	64
保健体育	105	105
職業	57	57
家庭		
外国語		
情報		
道徳		
総合的な学習の時間	35	35
特別活動	35	35
自立活動		
日常生活の指導	175	175
生活単元学習	105	105
作業学習	280	280
計	1050	1050

	2年	3年
国語	70	70
社会	35	35
数学	70	70
理科	35	35
音楽	65	65
美術	64	64
保健体育	105	105
職業	76	70
家庭	74	70
外国語	35	35
情報	35	35
道徳		
総合的な学習の時間	35	35
特別活動	35	35
自立活動		
日常生活の指導		
生活単元学習		
作業学習	316	326
計	1050	1050

2年次から類型化を行う場合は、1年次との関連を考慮しながら各教育課程を編成していくことが大切です。

例示の「生活自立類型」では、1年次の指導形態を2年次以降も継続し、生徒が見通しをもって学ぶことができるようにしています。一方、「職業自立類型」では、教科別の指導を充実させるなどして、生徒の実態に応じた時数配当をしています。

【重度・重複学級の教育課程等】

各教科の指導内容は、段階が上がるに従い扱う内容が高度になり、内容や種類も増えていきます。また、各教科の内容は、児童・生徒の実態に応じて選択・組織できるよう、段階で示されているため、児童・生徒集団の実態に応じた教科の内容を指導することとなり、同じ学年であっても、必要な各教科の授業時数は異なります。

下は、中学部の重度・重複学級の時数配当の例です。31 ページの中学部（普通学級）の例と比較し、＜内容別の授業時数配当＞の教科の授業時数が少なく、自立活動の授業時数が多くなっています。授業時数の配当を考える際は、児童・生徒の実態に応じた指導内容の検討から始めることが重要です。

＜内容別の授業時数配当＞

	1年	2年	3年	3年間
国語	140	140	140	420
社会	70	70	70	210
数学	120	120	120	360
理科	70	70	70	210
音楽	70	70	70	210
美術	70	70	70	210
保健体育	140	140	140	420
職業・家庭	70	70	70	210
道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
自立活動	160	160	160	480

（普通学級の内容別の授業時数配当）



	1年	2年	3年	3年間
国語	165	165	165	495
社会	90	90	90	270
数学	140	140	140	420
理科	95	95	95	285
音楽	70	70	70	210
美術	70	70	70	210
保健体育	140	140	140	420
職業・家庭	70	70	70	210
道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
自立活動	70	70	70	210
計	1015	1015	1015	3045

＜形態別の授業時数配当＞

	1年	2年	3年
国語	○ 105	○ 105	○ 105
社会			
数学			
理科			
音楽	52	52	52
美術	53	53	53
保健体育	70	70	70
職業・家庭	35	35	35
道徳			
総合的な学習の時間	35	35	35
特別活動	35	35	35
自立活動	123	123	123
日常生活の指導	262	262	262
生活単元学習	175	175	175
作業学習	70	70	70
計	1015	1015	1015

高等部就業技術科、職能開発科では、職業学科等において開設される教科を加えた内容別の授業時数配当を基に、適切な形態別の授業時数配当を行います。



金山 龍浩 《スクラッチ画》



須田 雄真 《グルグルアリゲーター》



高橋 優斗 《松井駅周辺》